

令和5年度 北海道中富良野町及び神奈川県葉山町における  
PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用に関する調査検討支援業務

報告書

【概要版】

令和6年 3月

# 目次

<b>第1章 業務概要</b> .....	<b>1</b>
1. 業務の目的 .....	1
2. 業務の概要 .....	1
<b>中富良野町</b> .....	<b>2</b>
1. 町の現状 .....	2
2. 中富良野町における優先的検討規程策定の目的 .....	2
3. 優先的検討規程に基づいた検討支援（JAL オーベルジュ事業） .....	7
4. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理 .....	8
<b>第3章 葉山町</b> .....	<b>10</b>
1. 町の現状 .....	10
2. 優先的検討規程の作成支援 .....	10
3. 葉山町 PPP/PFI ガイドラインに基づいた運用支援（学校施設再編（小・中学校再整備）に伴う施設管理事業） .....	16
4. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理 .....	16
<b>第4章 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点</b> .....	<b>18</b>
1. 優先的検討規程の策定において参考となる取組・留意点 .....	18
2. 優先的検討規程の運用において参考となる取組・留意点 .....	20



## 第1章 業務概要

---

### 1. 業務の目的

本業務は、支援対象となる地方公共団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成することを目的とするものである。

### 2. 業務の概要

#### 1-1 支援対象団体に対する検討

##### (1) 優先的検討規程案の策定支援

優先的検討規程の策定・運用の準備及び試行段階として、優先的検討規程案を策定しようとする支援対象団体の取組について、下記の支援を実施する。

- i) 支援対象団体が優先的検討規程を策定・運用しようとする目的を明確化する。
- ii) i) を踏まえ、支援対象団体がPPP/PFI手法の導入を優先的に検討する取組を継続的に実施できるように、優先的検討規程案に取り入れるべき方策の案を作成する。
- iii) 実効性のある優先的検討規程を策定する、あるいは運用するために求められる知見を提供する。

##### (2) 優先的検討規程案に基づいた運用支援

(1)の支援を通して支援対象団体が策定した優先的検討規程案に基づき、以下の支援を実施する。

- i) 支援対象団体の職員が、規程を運用して進める予定の事業案件について、支援開始時の段階から事業者選定に至るまでのシナリオ・手順フロー図を作成するに当たって、必要な情報を収集し、提供する。
- ii) i) の支援を通じて作成した手順フロー図において、現在の段階から次の段階に進めるために、必要な情報を収集し、整理する。(例：概算事業費の算定、評価基準(費用総額の比較及びその他の方法による評価)、民間事業者の意向把握等)
- iii) i) 及び ii) の支援を通じて得られた知見をもって、規程案の運用における課題を検討し、整理する。必要に応じて規程案へのフィードバックを行い、規程の策定に向けての改善案を提示する。

なお、支援対象団体へは各5回の面談(オンラインを含む)を行い、優先的検討規程案および優先的検討規程案に基づいた運用支援等の協議を実施した。

##### (3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

- i) 支援対象団体が、優先的検討規程を策定・運用するに当たり、必要な取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について整理する。
- ii) i) を踏まえ、他の地方公共団体が、優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見から整理する。

## 1. 町の現状

中富良野町における公共施設については、今後30年の間には全体のおよそ6割以上が整備から30年以上を経過する状況となる。そのため、近い将来にはこれらの公共施設の更新や大規模改修の時期を迎えることから、多額の維持・更新費用が必要になってくると見込まれる。

また、今後、更なる人口減少や少子高齢化が進み人口の構造が大きく変化し、税収入の減少や社会保障のための扶助費の増加など、財政状況も厳しさを増していくことが予想されており、限られた経営資源を無駄なく効率的に、多様化・複雑化する町民ニーズに対応した質の高い公共サービスに集中していくことが求められている。

中富良野町の公共施設等総合管理計画においては「新たな施設整備や更新については、必要な公共施設等に限り行うこととし、その際は、施設の複合化、集約化、PPP/PFI導入による民間活力の活用など、効果的・効率的な方法を検討します。」との記載がなされており、民間との連携（PPP/PFI導入等）に期待が高まっている。

## 2. 中富良野町における優先的検討規程策定の目的

### 2-1 優先的検討規程策定の目的

前項の町の現状および国の動向を踏まえ、PPP/PFI手法（PFIを含むPPP手法全般）の活用をより積極的に検討するための基本的な考え方や手順等を示した「中富良野町PPP/PFI優先的検討規程（以下「中富良野町優先的検討規程」という。）」を策定する。

中富良野町優先的検討規程は、PPP/PFI手法の導入を検討していくために必要となる基本的な知識を整理するとともに、中富良野町がPPP/PFI手法導入を従来手法に優先して検討していくに当たり、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すものであり、今後、中富良野町における適正な運用と推進に資することを目的としている。

### 2-2 優先的検討規程を策定するうえでのポイント

中富良野町優先的検討規程を策定する際ポイントについては以下のように整理できる。

なお、中富良野町においては、今回策定した中富良野町優先的検討規程の案について、全庁的な視点による調整と事業所管課との協議検討を進め、令和6年度中の公表を目指す。

#### (1) ポイント1：対象事業分野

対象事業分野は、「公共施設整備・管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」とした。今後、発案が予想される分野に焦点を当てた中富良野町優先的検討規程を策定することで、より多くの事業においてPPP/PFI手法導入の検討を円滑に行うことができ、中富良野町の事業全般における効率的かつ効果的な取組みに繋げるためである。

#### (2) ポイント2：対象基準（検討ルートに乗せる基準）

内閣府が示す「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（以下、「優先的検討指針」

という。)において、対象事業の基準は、「(1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。）」、「(2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。）」とされている。しかし、中富良野町は小規模自治体であり、事業費の総額が10億円以上の案件が継続して発出される可能性は高くないため、検討基準を10億円と設定すると該当する案件が少なく、中富良野町優先的検討規程の運用が形骸化する懸念がある。そのため、優先的検討の対象とする事業の基準は、今後中富良野町が予定する事業の規模等を踏まえ、公共施設整備・維持管理運営事業においては「①施設整備費2億円以上、②維持管理運営費5千万円以上」とした。また、公有財産利活用事業においては「3,000㎡以上の未利用地」(中富良野町景観計画における開発行為の届出基準)の事業と設定している。対象基準は中富良野町の状況・実効性を踏まえた設定とし、今後中富良野町優先的検討規程の運用において見直すことも考えられる。

なお、基準を満たさない事業であっても、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合(具体的に民間事業者の参入希望がある場合)で、PPP/PFIの効果が期待できるものについては導入の検討を行うこととし、柔軟に検討の対象とし得る仕組みとしている。

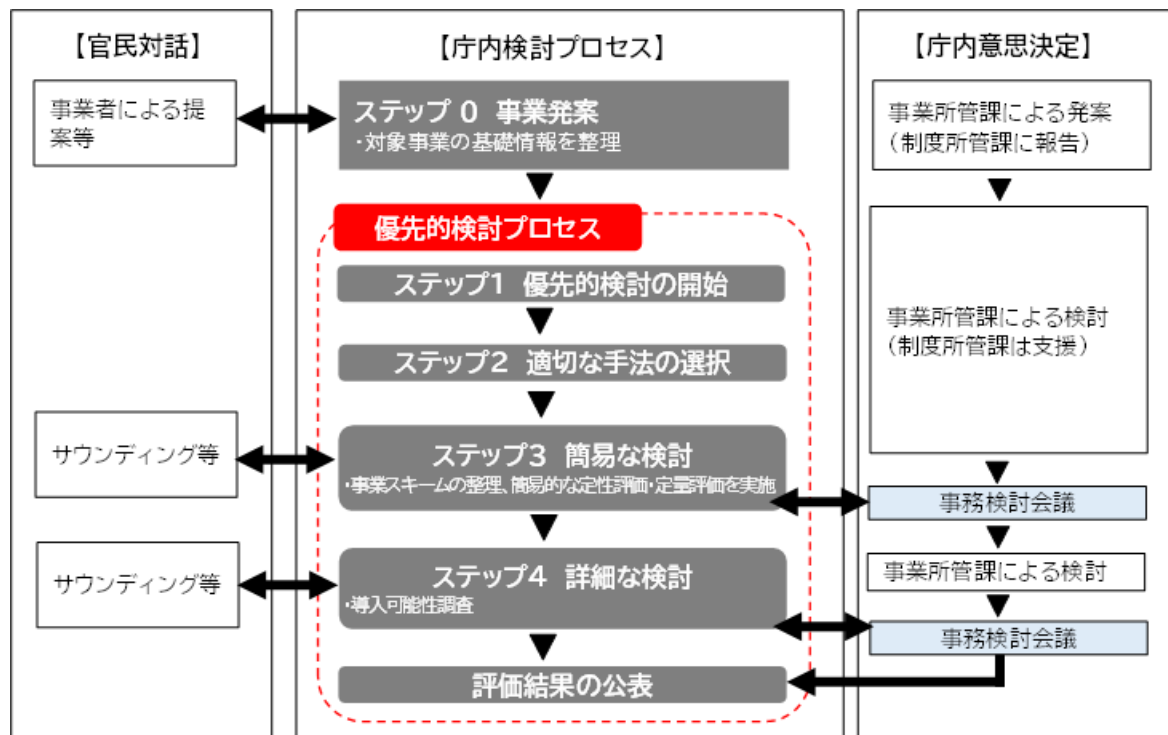
### (3) ポイント3：検討プロセスと庁内体制

検討プロセスは、優先的検討指針に沿ったものとした。

また、庁内体制は、事業所管課が中心となって検討を進め、制度所管課が検討のサポートをする体制とすることで、円滑に検討が進むよう配慮している。

さらに全庁的な会議体である「事務検討会議」が検討・意思決定に関わることで、円滑な検討・確実な意思決定を可能となる検討プロセスとしている。検討プロセスの全体像は以下のとおりである。

図表 1 優先的検討プロセスの全体像



#### (4) ポイント4：民間事業者との情報共有・対話

民間事業者との情報共有・対話の機会を設けることが、民間事業者のノウハウを活用し、アイデアを発揮しうる事業条件を設定するために重要である。優先的検討のステップにおいて、サウンディング等を実施し、官民対話の機会を設定している。

#### (5) ポイント5：検討・評価事項と判断基準

優先的検討のプロセスでは、庁内検討の段階である簡易な検討を効果的、効率的に実施することが重要となる。簡易な検討を効果的、効率的に実施するためには、事業所管課が検討し、評価する事項に加え、PPP/PFI導入を判断する基準を明確化する必要がある。

そのため、中富良野町優先的検討規程において、これらを明確に示すとともに、PPP/PFI手法の導入を評価し、判断するための事項として、PPP/PFI手法による多様な効果を具体的に把握するためのステップを設けている。これにより、経済的な効果だけに留まらない多面的な視点からPPP/PFI手法の導入を検討、評価することができ、PPP/PFI手法導入を効果的に進められるようにしている。

### 2-3 中富良野町PPP/PFI優先的検討規程

本業務では優先的検討規程の策定支援として、別添のとおり、「中富良野町PPP/PFI優先的検討規程（案）」を策定した。中富良野町優先的検討規程を検討するに当たっては、中富良野町との打合せの機会を設け、各回で内容を確認し、中富良野町優先的検討規程に基づいた運用支援を実施した。

#### (1) 中富良野町 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

「中富良野町PPP/PFI優先的検討規程（案）」は5章構成とした。初めの「第1 優先的検討規程の目的」の章において、優先的検討規程の策定の目的や国の優先的検討規程策定に対する取組、中富良野町のこれまでの民間活用の取組等についてまとめている。

「第2 PPP/PFIの概要」においては、中富良野町はPPP/PFIに初めて取り組む職員が多いことから、PPP/PFIの基礎知識（各PPP/PFI手法の概要、PPP/PFIによる効果、官民対話の方法等）を記載している。

「第3 中富良野町におけるPPP/PFI導入の考え方」においては、優先的検討規程の運用に実効性を持たせるため、中富良野町における優先的検討の対象となる事業分野（①公共施設整備・管理運営事業、②公有財産利活用事業）や庁内体制、外部のノウハウ活用（国の支援策やブロックプラットフォームの活用等）についてまとめている。

「第4 公共施設整備・管理運営事業における優先的検討」、「第5 公有財産利活用事業における優先的検討」においては各事業分野における詳細な検討プロセスを整理している。

「中富良野町PPP/PFI優先的検討規程（案）」の構成は、以下のとおりである。

図表 2 中富良野町 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

章	項目
第1 優先的検討規程の目的	1 取組みの動向 2 中富良野町 PPP/PFI 優先的検討規程策定の目的
第2 PPP/PFI の概要	1 PPP/PFI とは

	2 PFI 手法 3 PFI 以外の PPP 手法 4 PPP/PFI による効果 5 官民対話の方法
第 3 中富良野町における PPP/PFI 導入の考え方	1 優先的検討の対象となる事業分野の範囲 2 PPP/PFI の推進体制 3 PPP/PFI 導入の流れ
第 4 公共施設整備・管理運営事業における優先的検討	1 優先的検討プロセスの全体像 2 事業発案（ステップ 0） 3 優先的検討の開始（ステップ 1） 4 適切な手法の選択（ステップ 2） 5 簡易な検討（ステップ 3） 6 詳細な検討（ステップ 4）
第 5 公有財産利活用事業における優先的検討	1 優先的検討プロセス 2 事業発案（ステップ 0） 3 優先的検討の開始（ステップ 1） 4 対象財産の取り扱い方針の整理（ステップ 2） 5 簡易な検討（ステップ 3） 6 詳細な検討（ステップ 4）

## (2) 打合せにおける協議事項

打合せの各回における主な協議事項は以下のとおりである。

**図表 3 打合せの各回における主な協議事項**

打ち合わせ回	主な協議事項
第 1 回 (令和 5 年 11 月 16 日)	(1) 支援計画について (2) 支援内容について (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中富良野町優先的検討規程の策定支援において、これまでの庁内の取組み状況について確認を行った。</li> <li>・ 中富良野町優先的検討規程に基づいた運用支援（JAL オーベルジュ事業）について事業背景や事業概要等の確認を行った。</li> </ul>
第 2 回 (令和 5 年 12 月 8 日)	(1) 優先的検討規程 骨子案について（参考資料参照） (2) 優先的検討規程に基づいた運用支援（JAL オーベルジュ事業）について (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中富良野町優先的検討規程の骨子案を基に、対象事業の基準や検討プロセス及び体制、検討・評価方法等について協議した。</li> <li>・ 中富良野町優先的検討規程に基づいた運用支援（JAL オーベルジュ事業）の支援内容について協議した。</li> </ul>
第 3 回 (令和 6 年 1 月 10 日)	(1) 優先的検討規程案について (2) 支援対象事業について (3) 勉強会について (4) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中富良野町優先的検討規程（案）を基に検討の進め方についてすり合わせを行い、優先的検討の対象基準案を設定した。</li> <li>・ 中富良野町優先的検討規程に基づいた運用支援（JAL オーベルジュ事業）の支援内容について協議した。</li> <li>・ 庁内勉強会の進め方について協議を行った。</li> </ul>



第4回 (令和6年2月6日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 優先的検討規程案について</li> <li>(2) 支援対象事業について</li> <li>(3) 勉強会について</li> <li>(4) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中富良野町優先的検討規程（案）の庁内検討状況の確認を行った。</li> <li>・ 支援対象事業の進捗について確認した。</li> <li>・ 勉強会資料の共有、進め方の確認を行った。</li> </ul> </li> </ul>
第5回 (令和6年3月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 優先的検討規程案について</li> <li>(2) 支援対象事業について</li> <li>(3) 最終とりまとめについて</li> <li>(4) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中富良野町優先的検討規程（案）の庁内検討状況の確認、最終とりまとめについて協議を行った。</li> <li>・ 支援対象事業の進捗について確認し来年度以降の進め方について検討を実施した。</li> </ul> </li> </ul>

## 2-4 中富良野町勉強会

### (1) 勉強会概要

PPP/PFIに係る基本的な理解の促進と、優先的検討の取組みの普及を目的とし、庁内勉強会の開催を支援した。庁内勉強会には約20名の職員が参加し、PPP/PFI事業や優先的検討規程に関する情報の周知を図ることができた。

図表 4 勉強会概要

日時	2024年2月15日（木）AM 10:00～11:30
開催方法	なかまーる2階 中会議室 2・3 ※内閣府による講演はオンライン
主催	中富良野町企画課
対象	中富良野町職員（総務課、企画課、建設水道課、福祉課、税務住民課等）
開催目的	「優先的検討規程（案）」の周知及びPPP/PFI手法に係る理解促進
開催内容	<p>&lt;プログラム&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 町長挨拶</li> <li>3 企画課より事業説明</li> <li>4 内閣府講演 「PPP/PFIの推進について」</li> <li>5 日本経済研究所講演 「PPP/PFI手法の基礎的事項と中富良野町における優先的検討規程のポイント」</li> <li>6 質疑応答</li> <li>7 閉会</li> </ol>
所要時間	1時間30分

### 3. 優先的検討規程に基づいた検討支援（JALオーベルジュ事業）

#### 3-1 検討の目的及び検討のフロー

今回支援を行う事業は下記の優先的検討プロセスにおける事業発案段階にある。本支援においては、検討を一步進めることを目的として、対象事業の基礎情報の整理を行い、適切と想定されるPPP手法とそのメリット・課題(留意点)、想定スケジュール等についてとりまとめる。

#### 3-2 検討を一步進めるための支援

##### (1) ステップ0：事業発案

ステップ0の事業発案の段階では、以下のとおり、事業の基礎情報の整理を行った。

##### 1) 事業発案の経緯

中富良野町と日本航空株式会社（以下「JAL」とする。）は、令和5年7月23日に相互の連携強化とそれぞれが持つ物的・人的・知的資源を有効に活用し、地域全体の活性化を図ることを目的として、連携協定を締結している。

中富良野町とJALは、これまでもJALサイクリング部によるモニタリングツアーの実験協力、JAL国内線機内誌「SKYWARD」での観光地紹介、JALふるさと納税や北海道外で開催したJALマルシェにおける中富良野町の地場産品の販売協力など、さまざまな取り組みを行ってきている。

この連携協定のもと、「絆でつながる 田園空間 なかふらの」の実現を目指す中富良野町と、「移動を通じて人々のつながりを創出する」ことを目指すJALによって地域の観光振興、次代を担う人材の育成、地場産品の振興、そして持続可能な社会の実現に向け、力を合わせて取り組んでいくとされている。

連携協定の協力事項には、観光振興・関係人口拡大に関することとして、「中富良野町の北星山にJALブランドを冠した「オーベルジュ」の設立計画」が示されており、JALと連携したオーベルジュ事業（以下「本事業」とする。）の検討が進められている。

##### 2) 事業概要

##### ア. 事業目的

本事業の目的は通年を通じた食の提供により関係人口を創出し、北星山エリアを活性化させるために、北星山の核となる施設としてJALブランドを冠したオーベルジュを建設するものである。

また、本事業への民間活力導入の目的は以下のとおりである。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 設計・建築・運営等の一体的な実施による財政負担縮減</li><li>✓ サービス水準の向上（魅力ある観光コンテンツの創出、民間ノウハウを活かした通年の誘客、賑わい創出等）</li><li>✓ 地域経済への波及効果（雇用の創出等）</li></ul> |
|--|

##### イ. 事業概要

事業概要は以下のとおりである。

## a. 敷地要件

敷地要件は以下のとおりである。

図表 5 敷地要件

所在地	北海道空知郡中富良野町西 1 線北 13 号 (森林公園)
土地面積	2,450 m <sup>2</sup>
用途地域	都市計画区域未指定
現 況	北星山森林公園 (旧保養センター跡地)

### (2) ステップ 1：優先的検討の開始

本事業は、対象事業費がまだ明確になっていない段階であるが、JALとの連携協定の中で検討が開始された事業であり、「明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合）」と判断されるため、優先的検討を開始することとする。

### (3) ステップ 2：適切な手法の選択

中富良野町優先的検討規程（案）におけるフローチャートに基づき、想定される事業手法の選択と整理を行った。

### (4) その他の支援

ステップ 0、ステップ 1、ステップ 2 以外の支援として、想定される事業スケジュールについて整理を行った。

## 3-3 今後の検討課題

本事業における今後の検討課題としては、以下項目があげられる。

### (1) 事業の具体化に向けた検討

今後、事業所管課が中心となり、庁内関係部署や民間事業者との意見交換を重ね、具体的な事業化に向けて検討していくことが求められる。北星山森林公園エリアは中富良野町における重要な観光資源として位置付けられており、今後エリア全体の振興計画を検討していく見込みである。オーベルジュはエリア全体の中核的な施設となる想定であり、エリア全体との連携、位置づけについても整理していく必要がある。

### (2) 民間事業者のノウハウを最大限活用可能とするためのスキームの設定

本事業は、連携協定先である民間事業者からの提案を基に検討がなされており、民間事業者のノウハウを最大限活用可能なスキームとし、魅力ある観光コンテンツとして効果的な取組としていくことが求められる。

一方、民間活用事業として、連携協定先をどのように具体的な事業を進めていくかについては、今後丁寧な整理が必要と想定される。

## 4. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

### 4-1 発案した事業を優先的検討の俎上に載せるための工夫

内閣府が示す「優先的検討指針」では、優先的検討規程の対象基準に関し「事業費の総額が10億円以上の事業（建設又は改修を含むものに限る。）、単年度の維持管理運営費等が1億円以上の事業」と

示されている。しかし、小規模自治体においては、当該規模の事業が発案される機会は限定されることが想定される。優先的検討の対象とする事業の基準は、当該地方公共団体の事業の発案状況を踏まえた事業規模、あるいは発案が多い施設類型のなかで全国的にPPP/PFI事業の実績が多い類型を対象とするなど、それぞれの地方公共団体の実態に見合う独自の基準を設定することが求められる。

「中富良野町PPP/PFI優先的検討規程（案）」では、将来の公共施設等の整備・改修を見据え、優先的な検討の対象となる事業発案が期待されつつも、検討負担が著しく過度にならないことに留意し、優先的検討の対象事業を公共施設整備・維持管理運営事業においては「①施設整備費2億円以上、②維持管理運営費5千万円以上」とし、10億円よりも低い基準としている。また、公有財産利活用事業においては「3,000㎡以上の未利用地」と設定している。

基準は内閣府の指針よりも低くしているものの、定期的に発案される可能性は高くないため、よりPPP/PFI手法の導入を促進するためには、基準を下回る小規模な事業であっても、複数事業の包括化の可能性を探るなどにより、事業規模を拡大し優先的検討の俎上に載せることが求められる。そのため、事業費が優先的検討の基準を下回る事業であっても、事業発案の段階から複数事業を包括化して事業を実施した場合の事業性や参画の可能性等について積極的にサウンディングなどを通じた民間事業者の意向把握を行い、複数事業の包括化の可能性等を検討することが望ましい。

加えて、「中富良野町PPP/PFI優先的検討規程（案）」では、「基準を満たさない事業であっても、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合等）」には、PPP/PFIの効果が期待できると判断し、民間活力導入の検討を行うものとしている。小規模事業においては、包括化等の可能性とともに単体での民間事業者の参入意向を確認する機会を積極的に設けるなど、優先的検討の対象とすることも有益である。

#### 4-2 事業担当課を支援する庁内体制の実行

「中富良野町PPP/PFI優先的検討規程（案）」では、制度所管課（総務課や企画課の係長以上が連携する委員会など）を始め、実施事業や採用する手法に応じた庁内関係課が事業所管課を支援することを想定している。今後、優先的検討規程を活用する中で、制度所管課及び庁内関係課は、PPP/PFI事業推進に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業所管課による事業の検討状況を把握のうえ適切に支援を実行することが重要である。

#### 4-3 優先的検討規程・PPP/PFIの基礎知識等に関する定期的な庁内周知・検討状況の把握

優先的検討は事業所管課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、優先的検討規程について周知発信することが、優先的検討規程の運用定着に一定の効果があると考えられる。そのため、定期的に優先的検討規程の周知を行うことが重要である。

また、検討対象事業が漏れなく確実に検討されるためには、制度所管課が全庁的に検討状況をとりまとめ、内容を確認・把握することが重要である。場合によっては、予算のタイミング等において、制度所管課が検討を要請する手段を有することも考えられる。

一方で、これまでの中富良野町における取組を踏まえると、PPP/PFI手法の導入や効果について具体的なイメージがわからない職員が多いことも想定されるため、優先的検討規程の周知と合わせ、PPP/PFI全般に関する事業所管課の知識向上の機会（庁内研修の実施、地方ブロックプラットフォーム等における研修への参加など）を設けることも有効と考えられる。

## 第3章 葉山町

---

### 1. 町の現状

葉山町では、「葉山町公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定）にて、施設の特性に応じPFIや指定管理者制度などの民間活力を導入することとし、改修・更新費や維持管理費等の削減と利用者サービスの向上を両立させる手法の検討を行うことで、効率的・効果的な公共施設等の更新を進めることとしている。

葉山町はこれまで、指定管理者制度を始め、下水道未普及解消を目的とした「公共下水道下山口地区管渠整備事業」（手法：DB）や、町民に対して低廉かつ良好な下水道サービスの提供を目的とした「葉山浄化センター等整備・運営事業」（手法：DB+包括的民間委託方式）を実施しており、民間活力の導入を行ってきたところである。

今後は、これまで以上に民間活力の導入や民間事業者との連携を推し進めることが求められており、かつ確実に実現していくことが必要とされている。そのため、PPP/PFI導入に向けた一層の取組みを進める予定である。

### 2. 優先的検討規程の作成支援

#### 2-1 葉山町における優先的検討規程策定の目的

葉山町では、人口減少等に伴う厳しい財政状況が見込まれる中、昭和40年代から50年代の急激な人口増加を背景に整備されてきた多くの公共施設等が老朽化及び社会ニーズの変化等に対応するために改修や更新を検討すべき時期にきている。今後は、公共施設等の最適化を図るため、民間の資金、技術的能力、経営能力を最大限に活用していくことで、より効果的、効率的に事業を推進することを目指し、PPP/PFI手法を積極的に検討・活用していく。

葉山町PPP/PFIガイドライン（以下、「ガイドライン（優先的検討規程）」という。）は、葉山町が行財政運営の合理化及び健全化並びに町民サービスの一層の向上に向けて、PPP/PFI手法の導入を検討するに当たり必要となる基本的な知識に加え、葉山町がPPP/PFI手法導入を従来型手法に優先して検討していくために、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として策定するものである。

#### 2-2 葉山町PPP/PFIガイドライン（案）を策定する際のポイント

葉山町において、ガイドライン（優先的検討規程）を策定するに当たり、ポイントとして以下のように整理できる。なお、葉山町においては、今回策定したガイドライン（優先的検討規程）について、「入札・契約制度検討委員会」への附議を経て、令和7年度から運用開始を予定している。

##### (1) ポイント1：対象事業分野

対象事業分野は、「葉山町公共施設等総合管理計画」等も踏まえ、「公共施設整備・管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」とした。

「公共施設等整備・管理運営事業」だけではなく、今後、発生することが予想される廃校活用や公共施設再編に伴う余剰地の活用を検討する「公有財産利活用」も対象とすることで広くPPPを実施可能なものとし、

葉山町の事業全般における効率的かつ効果的な取組みに繋げることとした。

## (2) ポイント2：対象基準（検討ルートに乗せる基準）

「公共施設等整備・管理運営事業」の優先的検討の対象とする事業の基準は、内閣府が示す「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」における考え方を踏まえ、「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設・設計）」、「単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営）」と設定した。

なお、基準を満たさない事業であっても、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望があった場合等）でPPP/PFIの効果が期待できるものや、葉山町もしくは他自治体で実績のある事業については導入の検討を行えることとし、柔軟に検討の対象とし得る仕組みとしている。

「公有財産利活用事業」の優先的検討の対象とする事業の基準について、葉山町で官民連携の可能性を模索している対象資産の規模を勘案して「①土地面積が2,500㎡以上のも（建物は面積によらず全て対象）」とし、「②当面行政利用が見込まれないもの」、「③民間活用に支障がないもの」も設定した。また、「公共施設等整備・管理運営事業」と同じく、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望があった場合等）でPPP/PFIの効果が期待できるものについては導入の検討を行えることとしている。

## (3) ポイント3：検討プロセスと庁内体制

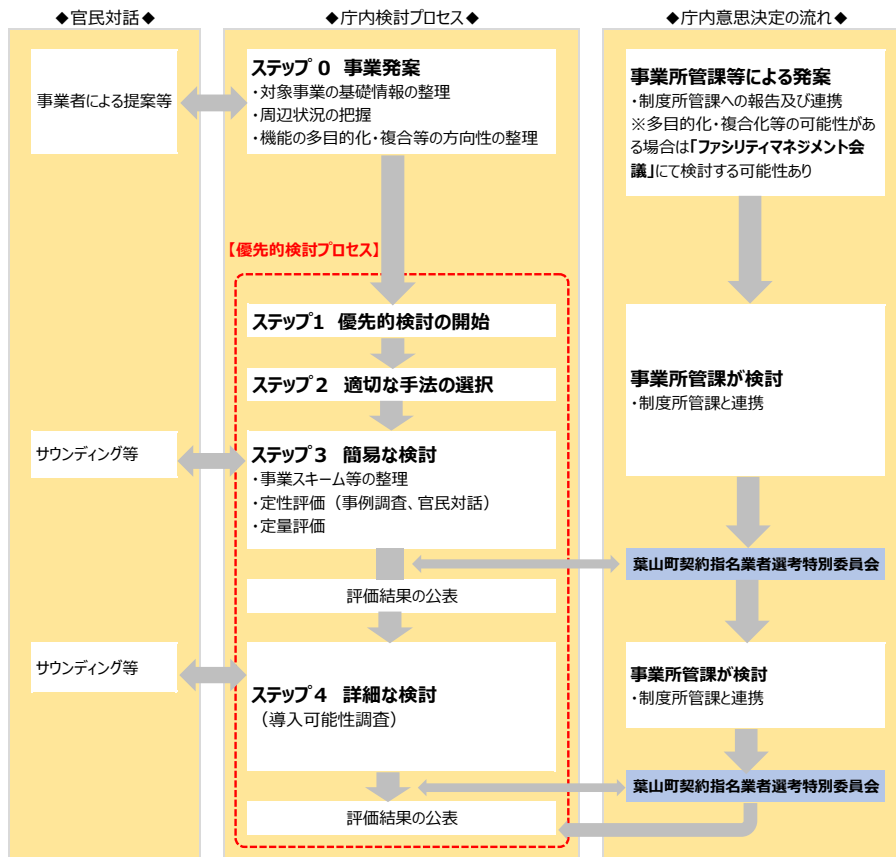
ガイドライン（優先的検討規程）に実効性を持たせるためには、制度所管課（政策財政部財政課）が庁内の対象基準に該当する事業を漏れなく把握し、優先的検討の俎上に上げることが重要である。葉山町においては、事業発案の段階で事業所管課が整理した情報を制度所管課に報告することとしており、また、当該事業が対象基準を満たしており、優先的検討を開始したタイミングにおいても同様に報告することとしている。

その後の検討プロセスは、先の内閣府の優先的検討指針に沿ったものとした。

検討を進めるに当たっての庁内体制は、事業所管課が中心となり、制度所管課が検討の支援を行う体制とすることで、円滑に検討が進むよう配慮している。

さらに全庁的な会議体である「葉山町契約指名業者選考特別委員会」が「簡易な検討」及び「詳細な検討」の結果を審議・決定することとしており、確実な意思決定を可能としている。優先的検討プロセスは次の図表のとおりである。

図表 6 公共施設整備・管理運営事業における優先的検討プロセスの全体像



**(4) ポイント4：民間事業者との情報共有・対話**

民間事業者との情報共有・対話の機会を設けることが、民間事業者のノウハウを活用し、アイデアを発揮しうる事業条件を設定するために重要である。優先的検討のステップにおいて、サウンディング等を実施し、官民対話の機会を設定している。

**(5) ポイント5：検討・評価事項と判断基準**

優先的検討のプロセスでは、庁内検討の段階である簡易な検討を効果的、効率的に実施することが重要となる。簡易な検討を効果的、効率的に実施するためには、事業所管課が検討し、評価する事項に加え、PPP/PFI導入を判断する基準を明確化する必要がある。

そのため、ガイドライン（優先的検討規程）において、これらを明確に示すとともに、PPP/PFI手法の導入を評価し、判断するための事項として、PPP/PFI手法による多様な効果を具体的に把握するためのステップを設けている。これにより、経済的な効果だけに留まらない多面的な視点からPPP/PFI手法の導入を検討、評価することができ、PPP/PFI手法導入を効果的に進められるようにしている。

**2-3 葉山町PPP/PFIガイドライン（案）**

本業務ではガイドライン（優先的検討規程）の策定支援として、別添のとおり、「葉山町PPP/PFIガイドラ

イン（案）」を策定した。ガイドライン（優先的検討規程）を検討するに当たっては、葉山町との打合せの機会を設け、各回でガイドライン（優先的検討規程）の内容を確認するとともに、ガイドライン（優先的検討規程）に基づいた運用に関しても支援を実施した。

## (1) 葉山町 PPP/PFI ガイドライン（案）の構成

「葉山町 PPP/PFI ガイドライン（案）」は5章構成とした。「第1 PPP/PFI ガイドライン策定の目的」の章において、国の優先的検討規程策定に対する取組み、葉山町のこれまでの民間活用の取組み及びガイドライン（優先的検討規程）の目的等についてまとめている。

「第2 PPP/PFI の概要」においては、葉山町は PPP/PFI の実績が少なく初めて取り組む職員が多いことから、PPP/PFI の基礎知識（各 PPP/PFI 手法の概要、PPP/PFI による効果、官民対話の方法等）を記載している。

「第3 葉山町における PPP/PFI 導入の考え方」においては、ガイドライン（優先的検討規程）の運用に実効性を持たせるため、葉山町における優先的検討の対象となる事業分野や庁内体制、外部のノウハウ活用（国の支援策の活用等）、PPP/PFI 導入の流れについてまとめている。

「第4 公共施設整備・管理運営事業における優先的検討」及び「第5 公有財産利活用事業における優先的検討」においては具体的な検討プロセスを整理している。

「葉山町 PPP/PFI ガイドライン（案）」の構成は、以下のとおりである。

図表 7 葉山町 PPP/PFI ガイドライン（案）の構成

章	項目
第1章 葉山町 PPP/PFI ガイドライン策定の目的	1 PPP/PFI ガイドライン策定の目的 2 取組みの動向
第2章 PPP/PFI の概要	1 PPP/PFI とは 2 PFI 手法 3 PFI 以外の PPP 手法 4 PPP/PFI による効果 5 官民対話の方法
第3章 葉山町における PPP/PFI 導入の考え方	1 優先的検討の対象となる事業分野の範囲 2 PPP/PFI の推進体制 3 PPP/PFI 導入の流れ
第4章 公共施設整備・管理運営事業における優先的検討	1 優先的検討プロセスの全体像 2 事業発案（ステップ0） 3 優先的検討の開始（ステップ1） 4 適切な手法の選択（ステップ2） 5 簡易な検討（ステップ3） 6 詳細な検討（ステップ4）
第5章 公共施設整備・管理運営事業における優先的検討	1 優先的検討プロセスの全体像 2 事業発案（ステップ0） 3 優先的検討の開始（ステップ1）



	4 適切な手法の選択（ステップ2） 5 簡易な検討（ステップ3） 6 詳細な検討（ステップ4）
--	---

## (2) 打合せにおける協議事項

打合せの各回における主な協議事項は以下のとおりである。

**図表 8 打合せの各回における主な協議事項**

打ち合わせ回	主な協議事項
第1回 (令和5年11月16日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支援計画について</li> <li>(2) 確認事項</li> <li>(3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先的検討規程の策定支援に当たり、これまでの庁内の取組み状況等について確認を行った。</li> <li>・ 優先的検討規程に基づいた運用支援（学校施設再編（小・中学校再整備）に伴う施設管理事業）について事業背景や事業概要等の確認を行った。</li> </ul> </li> </ul>
第2回 (令和5年12月8日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 優先的検討規程骨子案について（参考資料参照）</li> <li>(2) 支援対象事業について</li> <li>(3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先的検討規程骨子案を基に、対象事業分野、対象事業の基準、検討・評価方法等について協議した。</li> <li>・ 優先的検討規程に基づいた運用支援（学校施設再編（小・中学校再整備）に伴う施設管理事業）について事業内容の確認および今年度の支援内容（範囲）について確認を行った。</li> </ul> </li> </ul>
第3回 (令和6年1月9日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 優先的検討規程案について</li> <li>(2) 支援対象事業について</li> <li>(3) その他（庁内勉強会について、町長面談について） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先的検討規程（案）を示し、内容について協議を行った。</li> <li>・ 優先的検討規程に基づいた運用支援（学校施設再編（小・中学校再整備）に伴う施設管理事業）について、事業概要や事業スキーム、事業スケジュール、類似事例等の説明を行った。</li> <li>・ 庁内勉強会の実施内容の確認および、内閣府と町長の面談実施希望について確認を行った。</li> </ul> </li> </ul>
第4回 (令和6年2月16日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 優先的検討規程案について</li> <li>(2) 支援対象事業について</li> <li>(3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回打合せの指摘内容を受けて修正した優先的検討規程（案）の説明を行った。また、その他修正箇所がないか確認を行った。</li> <li>・ 優先的検討規程に基づいた運用支援（学校施設再編（小・中学校</li> </ul> </li> </ul>

	再整備)に伴う施設管理事業)について、修正箇所及び追加箇所(今後の検討課題)の説明を行った。
第5回 (令和6年3月5日)	(1) ガイドライン(優先的検討規程)案について (2) 支援対象事業について (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>• ガイドライン(優先的検討規程)案について、庁内からの修正等の要望有無について確認を行った。</li> <li>• 支援対象事業の内容に修正等がないか確認を行った。</li> <li>• 内閣府へ提出する報告書の説明および修正箇所等の確認を行っていた。よう依頼した。</li> </ul>

## 2-4 葉山町庁内勉強会

### (1) 勉強会概要

PPP/PFIに係る基本的な理解の促進と、優先的検討の取組みの普及を目的とし、庁内勉強会の開催を支援した。勉強会概要は以下のとおりである。

図表 9 勉強会概要

日時	2024年2月16日(金) 13時10分~15時00分
場所	葉山町役場 会議室
主催	葉山町政策財政部財政課
参加者	葉山町職員 【事務局】3名(財政課) 【出席者】12名(政策財政部、都市経済部、公共施設課、都市計画課、産業振興課、教育総務課、下水道課)
開催目的	財政課により策定作業を進めた「優先的検討規程(案)」の周知及び PPP/PFI 手法に係る理解促進
開催内容	1. テーマ PPP/PFI 手法導入の必要性和優先的検討を進めるうえでのポイント 2. プログラム (1) 講演 ①内閣府 「PPP/PFI の推進について」 ②日本経済研究所 「PPP/PFI 手法の基礎的事項と葉山町における優先的検討規程のポイント」 (2) 質疑応答

### 3. 葉山町PPP/PFIガイドラインに基づいた運用支援（学校施設再編（小・中学校再整備）に伴う施設管理事業）

#### 3-1 検討の目的及び検討のフロー

本支援の対象となる学校施設再編（小・中学校再整備）に伴う施設管理事業（以下「本事業」という。）は、老朽化した町内の小中学校を施設一体型小中一貫校として再整備し、9年間で質の高い教育を提供できる環境を整えることを目指すものである。

本事業は優先的検討プロセスにおける「ステップ0：事業発案」段階にあり、本支援において検討を一步進めることを目的として、「ステップ：0」の事業内容の整理や他自治体における同種同規模事業のPPP/PFI導入事例の有無に加え、「ステップ1：優先的検討の開始」および「ステップ2：事業手法の検討」までの支援を行った。

#### 3-2 検討を一段階進めるための支援

##### (1) ステップ0：事業発案

ステップ0の事業発案の段階では、現時点で整理可能な事業の基礎情報等について整理を行った。

##### (2) ステップ1：優先的検討規程の開始

葉山町のガイドライン（優先的検討規程）では、「本町もしくは他自治体で実績のある事業については、導入の検討を行うことができる」としており、他自治体で類似の実績が確認できたことから、優先的検討を開始し、次のステップへ進むこととする。

##### (3) ステップ2：適切な手法の選択

本事業で想定される民間事業者が担う業務範囲を含むことが可能な事業手法として、ガイドライン（優先的検討規程）に掲載している「事業手法選択に関するフローチャート」を活用し手法の選択を行った。

##### (4) その他の支援

ステップ0、ステップ1、ステップ2以外の支援として、想定される事業期間や、想定される事業スケジュールについて整理を行った。

#### 3-3 今後の検討課題

本事業について、今後「ステップ3：簡易な検討」に向けて、事業スキーム等の整理を行い、整理した内容を踏まえ官民対話や類似事例調査を通じて、その妥当性等を評価していくことが必要となる。

また、施設一体型小中一貫校整備に伴い発生する廃校（対象施設は未定）の利活用についても検討することが必要となる。

### 4. 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

#### 4-1 発案した事業を優先的検討の俎上に載せるための工夫

「葉山町PPP/PFIガイドライン（案）」では、優先的検討の対象事業を公共施設整備・維持管理運営

事業においては「①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設・設計）」「②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営）」とし、公有財産利活用事業においては「①土地面積が2,500㎡以上のも（建物）は面積によらず全て対象」と設定している。

「公共施設整備・維持管理運営事業」の基準は内閣府の指針を受け同水準としているが、葉山町においては本基準に該当する事業が定期的に発案される可能性は高くなく、よりPPP/PFI導入を促進するためには、検討の俎上に載せるための工夫が求められる。

そのため、よりPPP/PFI手法の導入を促進するためには、基準を下回る事業であっても複数事業の包括化の可能性を探るなど事業規模を拡大し優先的検討の俎上に載せることが重要である。あるいは、事務負担や民間活力導入の効果等のバランスを考慮しながら、より事業発案がみられる規模に基準を見直すなどの対応も必要である。

また、ガイドライン（優先的検討規程）では「基準を満たさない事業であっても、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合）でPPP/PFIの効果が期待できるもの」や、「本町もしくは他自治体で実績のある事業」には、民間活力導入の検討を行うものとしており、幅広い事業を優先的検討の俎上に乗せられるように設定している。

公共施設整備・維持管理運営事業においては、小規模な事業で事業費が対象基準を下回る場合であっても、事業発案の段階から積極的にサウンディング等を行ったうえで、民間事業者の参入意欲等を確認することで、優先的検討の俎上に乗せることが望ましい。

#### 4-2 事業所管課を支援する庁内体制の実行

ガイドライン（優先的検討規程）では、発案された事業の所管課が中心となって検討を行い、制度所管課（優先的検討指針のとりまとめ部署）である政策財政部財政課が検討のサポートを行うことを想定している。

今後、ガイドライン（優先的検討規程）を活用する中で、制度所管課はもちろんのこと庁内関係各課もPPP/PFI事業推進に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業所管課による事業の検討状況を制度所管課が把握のうえ適切に支援を実行することが重要である。

#### 4-3 優先的検討規程・PPP/PFIの基礎知識等に関する定期的な庁内周知・検討状況の把握

優先的検討は事業所管課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、ガイドライン（優先的検討規程）について周知発信することが、運用定着に一定の効果があると考えられる。そのため、定期的にガイドライン（優先的検討規程）の周知を行うことが重要である。

また、検討対象事業が漏れなく確実に検討されるためには、制度所管課が全庁的に検討状況をとりまとめ、内容を確認・把握することが重要である。場合によっては、予算のタイミング等において、制度所管課が検討を要請する手段を有することも考えられる。

一方で、葉山町では下水道課によるDB等の事業はあるものの、実績は一部の事業所管課に限られるため、全庁的にはPPP/PFI手法の導入や効果について具体的なイメージがわからない職員が多いことも想定される。そのため、ガイドライン（優先的検討規程）の周知と合わせ、PPP/PFI全般に関する事業所管課の知識向上の機会（庁内研修の実施、地方ブロックプラットフォーム等における研修への参加など）を設けることも有効と考えられる。

## 第4章 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点

他の地方公共団体が優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見より、以下のとおり整理した。

### 1. 優先的検討規程の策定において参考となる取組・留意点

#### 1-1 対象事業分野の設定

本業務の支援対象団体である、中富良野町、葉山町のいずれの団体においても、事業発案の中心は総合計画及び公共施設等総合管理計画に基づく「公共施設整備・維持管理運営事業」「公有財産利活用事業」であった。そこで、これら発案の中心事業分野を優先的検討規程の対象分野とすることで、より多くの事業においてPPP/PFI手法導入の検討を進め、当該団体におけるPPP/PFI導入促進に繋げることを期待したものである。

支援の過程を踏まえると、優先的検討規程の対象分野においては、総合計画及び公共施設等総合管理計画に基づく事業発案の中心分野である「公共施設整備・維持管理運営事業」や「公有財産利活用事業」等を地方公共団体の状況に応じて明確に設定することが適切であるといえる。これら事業分野を対象とすることで、より多くの事業においてPPP/PFI手法導入の検討を進めることができ、当該地方公共団体の事業全般における効率的かつ効果的な取組みに繋げることが可能となる。

#### 1-2 事業発案の状況に合致した対象基準（検討ルートに載せる基準）の設定

内閣府が公表している「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」では、優先的検討規程の対象基準に関し「事業費の総額が10億円以上の事業（建設又は改修を含むものに限る。）、単年度の維持管理運営費等が1億円以上の事業」と示されている。しかし、人口20万人未満の小規模自治体においては、当該規模の事業が発案される機会は限定されることが想定される。

例えば、中富良野町への支援においては、将来の公共施設等の整備・改修に係る事業発案状況を見据え、定期的な事業発案が期待されつつも、検討負担が著しく過度にならないことに留意し、対象基準を「事業費の総額が2億円以上の事業（建設又は改修を含むものに限る。）」と10億円よりも低い金額基準を設定した。また、金額基準よりも少額の事業規模であるがPPP/PFI手法の導入が効果的な場合も想定されることから、金額基準に満たない事業でも、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合）などについては、優先的検討の対象としている。また、葉山町では、PPP/PFI手法が効果を発揮している類似事例のある場合は優先的検討の対象としている。このことにより、対象となる事業の発案がみられないことでPPP/PFI手法の導入検討が実施されないといった状況の回避を図っている。

なお、小規模な事業であっても、複数事業を包括化することで民間ノウハウや創意工夫により効果的・効率的に事業を実施することが期待できる。事業費が設定した基準を下回る事業であっても、事業発案の段階から積極的にサウンディング等を行い、包括化の可能性等を検討することにより事業規模を拡大し、優先的検討の対象とすることが望ましい。

中富良野町、葉山町への支援を踏まえると、他の地方公共団体においても、優先的検討の対象とする事業の基準を、「当該地方公共団体の事業の発案状況を踏まえた事業規模」、あるいは「発案が多い施設類型のなかで全国的にPPP/PFI事業の実績が多い類型」とするなど、それぞれの地方公共団体の実態に見合う独自の基準を設定することや、複数事業を包括化することで事業規模を拡大し、優先的検討の対象とすることが効果的といえる。

### 1-3 検討プロセスと庁内体制の整理

PPP/PFI導入を促進していくに当たり、まず、事業発案を受け、対象基準に該当する事業を漏れなく優先的検討の対象とすることが重要である。

今回の支援では、中富良野町、葉山町のいずれの団体においても、事業発案のタイミング等において、事業所管課が、制度所管課に対し当該事業の基礎的な情報をとりまとめ報告するプロセスを設定した。また、合わせて、報告のための具体的な様式も示している。これにより、制度所管課が全庁的に対象事業を捕捉することを可能とするとともに、事業所管課と制度所管課の連携を促し、全庁的な検討の円滑化を図った。

支援の過程を踏まえると、他の地方公共団体においても、制度所管課（優先的検討規程のとりまとめ部署）が、事業所管課による事業の発案状況及び規程に沿った検討の開始を全庁的に把握することを可能とする体制を整備し、対象基準に該当する事業を漏れなく優先的検討の対象とすることが重要と言える。

また、検討プロセスについては、いずれの支援団体においても、先の内閣府が示す「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に沿ったプロセスを設定し、当該検討プロセスに沿っての検討は事業所管課が中心となり進め、制度所管課が事業所管課をサポートする体制を構築した。サポート体制を構築することで、事業所管課におけるPPP/PFIに係る知識・ノウハウの不足や人手不足を補い、優先的検討をより円滑に進めることを可能とするためである。そして、検討プロセスを次の段階に進めるか否かの評価については、事業所管課のみで行うのではなく、庁内横断的な意思決定機関の関与を明確に位置づけることで、確実な庁内意思決定に繋がった。

他の地方公共団体においても、同様の検討プロセス及び体制を構築することが考えられる。

### 1-4 民間事業者との情報共有・対話

PPP/PFI導入の検討・判断には民間のアイデアや民間目線からの事業性、民間事業者の参画意向の把握が重要である。

今回の支援では、いずれの支援団体においても、優先的検討プロセスにおいて（特に「簡易な検討段階」）地域プラットフォームやサウンディング調査を活用し、官民対話を通じて民間活用の見込みの可否を判断する仕組みを取り入れた。

他の地方公共団体においても、同様の仕組みを構築し、地域プラットフォームやサウンディング調査を活用することで、民間のアイデアや民間目線から事業性、民間事業者の参画意向を把握することが有効と言える。

### 1-5 検討・評価事項と判断基準の整理

優先的検討を実施する事業所管課の業務は多岐にわたることが想定されるため、負担軽減に配慮した検討手続きとすることが望ましい。

今回の支援では、いずれの支援団体においても、採用手法の選択におけるわかりやすいフローチャートを作成、各検討段階における検討項目と次のステップに進むための判断基準を設定し、事業所管課が実施すべきことを明確にすることで負担軽減に繋がった。

また、事業所管課が中心となって実施する庁内検討である「簡易な検討」の段階においては、定量評価（VFMの算定等）が困難な場合も想定されるため、導入可否の判断においては、定量評価に限定せず、サービス水準の向上や地域の賑わい創出・地域課題の解決といった地域の経済的・社会的な価値の向上等、

定性的な事業効果に重点をおいた評価方法とすることで、優先的検討規程の実効性を高めた。

さらに、定性評価における事例調査や官民対話を通じた結果を踏まえ、総合評価時において、PPP/PFI手法導入により得られると期待する多様な効果を把握するプロセスを設定した。また、その際には、内閣府が示す多様な効果の分類と効果の例（財政負担削減／公共サービス水準向上：魅力あるコンテンツの充実、効果的効率的な業務運営等／地域の経済的価値向上：地域企業の参画、賑わい創出等／地域の社会的価値向上：シビックプライドの醸成、脱炭素等）を明示することで、多様な効果を把握するための具体的な視点を持ちながら事例調査や官民対話に臨めるよう工夫した。

支援の過程を踏まると、他の地方公共団体においても、同様の工夫を取り入れることで、事業所管課の負担軽減が期待できる実効性の高い優先的検討規程を策定することが可能と考える。

## 2. 優先的検討規程の運用において参考となる取組・留意点

### 2-1 方針の定期的な庁内周知と、検討状況の把握

PPP/PFI手法導入の検討を主体的に担うのは事業所管課であり、事業所管課においても規程に沿ったPPP/PFI手法導入の検討プロセスが定着する必要がある。そのため、庁内において規程を定期的に周知発信することは一定の効果がある方法と考えられる。また、規程の周知と合わせ、PPP/PFI全般に関する事業所管課の知識向上の機会（庁内研修の実施、地域ブロックプラットフォームが主催する研修等への参加等）を設けることも有効と考えられる。

今回の支援では、いずれの支援団体においても、規程策定後に庁内勉強会を開催し、規程策定の目的・内容等に係る周知とともにPPP/PFIの基礎的情報の紹介を行った。他の地方公共団体においても、優先的検討規程の策定を経て運用を開始するにあたり、同様の取組みを実施することは効果的と言える。

さらに、事業実施のプロセスとして、予算の査定は必ず実施されるプロセスであることから、予算を担う財政系の部課と制度所管課の連携等により、規程に沿って検討対象事業が漏れなく検討されているかを確認し、検討されていない場合には事業所管課等に対し検討を要請することのできる手段を構築しておくことも有用である。葉山町では、制度所管課が財政課であることもあり、将来的には検討対象事業においては優先的検討の実施を予算措置の条件とすることも想定している。

### 2-2 PPP/PFI手法導入に対する地方公共団体の取組みの発信

検討の過程のなかで官民対話や市場調査を行うに当たっては、民間事業者の協力が不可欠であり、協力を得るためには、地方公共団体が積極的にPPP/PFI手法の導入を検討するという姿勢を提示することが求められる。

そのため、規程の内容や規程に則った事業検討過程の情報を開示し周知することを通じ、それぞれの地方公共団体のPPP/PFIに関する取組みを継続的に発信していくことが重要である。

また、特に小規模自治体においては、PPP/PFI手法の導入によって地域経済や社会により多くのメリットをもたらすことを志向する「ローカルPFI」の視点は重要であり、そのためには、地域事業者の積極的なPPP/PFIへの協力や参加が要と考えられる。そこで、地方公共団体のPPP/PFIに関する取組みの発信においては、地域事業者に対しても積極的に働きかけることが望ましい。

中富良野町、葉山町への支援では、優先的検討プロセスの中で、PPP/PFI 手法を導入することを決定した場合は、民間事業者の関心を広く喚起するために PPP/PFI 手法を導入する旨を HP 上で公表することとした。

他の地方公共団体においても、規程の内容や規程に則った事業検討過程の情報を開示し周知することを通じ、それぞれの地方公共団体の PPP/PFI に関する取り組みを継続的に発信することで、民間事業者・地域事業者の協力を得ていくことが重要である。